

荊田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱

平成 28 年 1 月 1 日 決裁

平成 30 年 1 月 20 日 改正

令和 5 年 5 月 31 日 改正

(目的)

第 1 条 荊田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業（以下「本事業」という。）は認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等（以下「徘徊高齢者等」という。）が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関等の支援体制を構築し、徘徊高齢者等の生命及び身体の安全とその家族への支援を図ることを目的とする。

(実施運営の主体)

第 2 条 本事業の実施主体は荊田町とし、事務局を福祉課におくものとする。

(事業内容)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、別表に掲げる関係機関等で構成する荊田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク（以下「SOS ネットワーク」という。）を構築し、次のことを行うものとする。

- (1) 関係機関等と情報を共有し、徘徊高齢者等の把握に努めること。
- (2) 関係機関等による緊急連絡体制及び支援体制の構築を図るとともに、近隣市区町村との連携を図ること。
- (3) 地域における徘徊高齢者等とその家族への支援及び本事業の普及啓発に努めること。
- (4) 電話、FAX、e-mail、ネットワークシステム等を活用し、行方不明となった徘徊高齢者等の早期発見に努めること。

(協定の締結)

第 4 条 本事業の実施にあたり、荊田町と関係機関等とは協定を締結するものとする。

(地域の支援体制)

第 5 条 町は地域による支援を円滑に実施するため、地域の関係機関等による荊田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

- 2 運営協議会は第 3 条に定める事業を検討・実施するものとする。
- 3 運営協議会は関係機関等の中から必要に応じ選定され、会議を開催するものとする。

(事前登録の届出)

第 6 条 徘徊高齢者等の家族等で、本事業の利用を希望する者（以下「登録者」という。）は、荊田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業事前登録票（様式第 1 号。以下「事前登録票」という。）により、事務局に提出するものとする。また、事前登録票の保管は事務局が行う。

- 2 事前登録により知り得た情報は、荊田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業連絡票（様

式第3号。以下「連絡票」という。)により同意を得た機関にて共有するものとする。

(登録の変更等)

第7条 登録者が登録内容を変更し、又は抹消しようとするときは、苅田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業登録変更・取り下げ届出書(様式第2号)を事務局に提出するものとする。

(支援の要請)

第8条 家族等から徘徊発生の連絡があった場合、連絡票により関係機関等に徘徊高齢者等に関する情報を提供し、捜索にかかる協力を依頼するものとする。

2 前項に係る徘徊高齢者等の捜索については、事務局が関係機関等と連携を図って行うものとする。

3 徘徊高齢者等の発見により支援要請が終結した場合は、事務局は情報提供を行った関係機関等に対し、終結報告を行うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 本事業の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本事業に携わるものは、その業務において知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運営及び実施に関して必要な事項については、町長が別に定める。

別表(第3条関係)

区分	関係機関等
行政機関	苅田町 福祉課(事務局) 苅田町消防本部
警察機関	福岡県行橋警察署 生活安全課
関係機関	社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会、 苅田町地域包括支援センター かんだ・おばせ・しらかわ、 苅田町民生委員・児童委員協議会、苅田町区長連合会、 苅田町 SOS 協力員(各地区小地域福祉活動推進委員会、苅田町老人クラブ連合会、福祉施設、福祉団体、ボランティア連絡協議会、民間事業者)